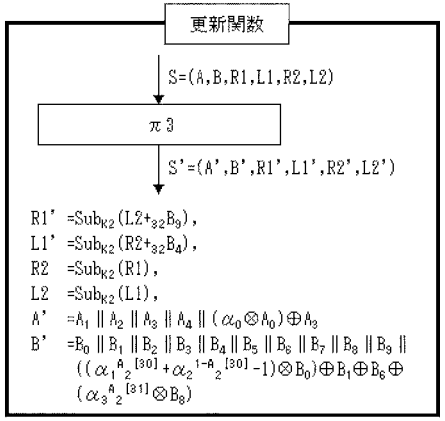
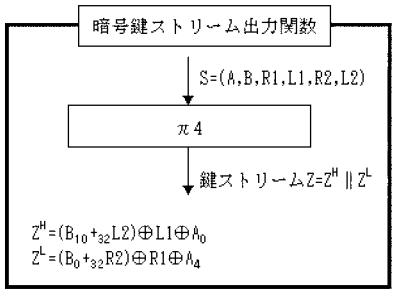
別記第３　更新関数



別記第４　暗号鍵ストリーム出力関数



○総務省告示第三百三号

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号）第十一条第二項及び第十二条第二項（第二十四条で準用する場合を含む。）の規定に基づき、ＴＭＣＣシンボル及びＡＣシンボルの配置並びに時間インターリーブ及び周波数インターリーブの構成を次のように定め、平成二十三年六月三十日から施行する。

なお、平成十五年総務省告示第四十一号（ＴＭＣＣシンボル及びＡＣシンボルの配置並びに時間インターリーブ及び周波数インターリーブの構成を定める件）は、平成二十三年六月二十九日限り廃止する。

平成二十三年六月二十日

総務大臣　片山　善博

２１　ＴＭＣＣシンボル及びＡＣシンボルの配置は、別表第一号に示すとおりとする。

２２　時間インターリーブ及び周波数インターリーブの構成は、別表第二号に示すとおりとする。

別表第一号　ＴＭＣＣシンボル及びＡＣシンボルの配置

差動変調部のＴＭＣＣシンボル及びＡＣシンボルの配置	
モード１	別記第１のとおり
モード２	別記第２のとおり
モード３	別記第３のとおり

同期変調部のＴＭＣＣシンボル及びＡＣシンボルの配置	
モード１	別記第４のとおり
モード２	別記第５のとおり
モード３	別記第６のとおり

注１　別記第１から別記第６までは、ＯＦＤＭセグメントにおいて、当該シンボルが割り当てられるキャリアのキャリア番号を示すものとし、各セグメントは左から右に周波数の低いほうから高いほうに配列される。

２　差動変調部と同期変調部の混在が可能であり、その場合には別記第１から別記第６までにおいて対応するセグメント番号の配置を用いるものとする。

別記第１　モード１の差動変調部のＴＭＣＣシンボル及びＡＣシンボルの配置

セグメント番号	11	9	7	5	3	1	0	2	4	6	8	10	12
ＡＣ１－１	10	53	61	11	20	74	35	76	4	40	8	7	98
ＡＣ１－２	28	83	100	101	40	100	79	97	89	89	64	89	101
ＡＣ２－１	3	3	29	28	23	30	3	5	13	72	36	25	10
ＡＣ２－２	45	15	41	45	63	81	72	18	93	95	48	30	30
ＡＣ２－３	59	40	84	81	85	92	85	57	98	100	52	42	55
ＡＣ２－４	77	58	93	91	105	103	89	92	102	105	74	104	81
ＴＭＣＣ－１	13	25	4	36	10	7	49	31	16	5	78	34	23
ＴＭＣＣ－２	50	63	7	48	28	25	61	39	30	10	82	48	37
ＴＭＣＣ－３	70	73	17	55	44	47	96	47	37	21	85	54	51
ＴＭＣＣ－４	83	80	51	59	47	60	99	65	74	44	98	70	68
ＴＭＣＣ－５	87	93	71	86	54	87	104	72	83	61	102	101	105

別記第２　モード２の差動変調部のＴＭＣＣシンボル及びＡＣシンボルの配置

セグメント番号	11	9	7	5	3	1	0	2	4	6	8	10	12
ＡＣ１－１	10	61	20	35	4	8	98	53	11	74	76	40	7
ＡＣ１－２	28	100	40	79	89	64	101	83	101	100	97	89	89
ＡＣ１－３	161	119	182	184	148	115	118	169	128	143	112	116	206
ＡＣ１－４	191	209	208	205	197	197	136	208	148	187	197	172	209
ＡＣ２－１	3	29	23	3	13	36	10	3	28	30	5	72	25
ＡＣ２－２	45	41	63	72	93	48	30	15	45	81	18	95	30
ＡＣ２－３	59	84	85	85	98	52	55	40	81	92	57	100	42